

事務連絡 令和  
6年5月28日  
保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第2課

本市病児・病後児保育事業の受け入れ基準の見直しについて

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、国は、感染症法上の位置づけを5類感染症に位置付けています。

病児・病後児保育事業につきましては、子育てをする保護者様にとって、セーフティネットとして重要な役割があるため、この度、施設の感染症対策を継続し、運営を維持するため、受け入れ基準を次のとおり見直しますので、御対応をお願いします。

1 受け入れ基準（見直し後）

- (1) **新型コロナウイルス陽性者はご利用になれません。**ただし、上気道炎様症状（かぜ症状）を示す乳幼児でインフルエンザ、溶連菌、RSウイルスヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、水痘、おたふくかぜ等診断名が確定している場合は、利用できます（陰性結果は不要です）。
- (2) 起炎病原体が不明の発熱で、周囲の状況から新型コロナウイルス感染を否定できない場合は、抗原検査に御協力いただきます。
- (3) 児童と同居する家族等が陽性者となった場合は、ご利用になれません。また、児童が入所している施設で新型コロナウイルス陽性者が発生している場合は、指示書を記載する医療機関の抗原検査を受けていただき、陰性の場合、利用できます。

2 期間

令和6年6月1日から、当面の間

(病児・病後児保育事業担当)  
電話 044-200-0226